

支給認定等（変更・取消）申請書

桜川市長様

保護者住所氏名日中連絡先

次のとおり、支給認定区分等の変更を申請いたします。
この変更申請による子ども・子育て支援法の支給認定及び利用者負担額の決定に必要な、市が保有する個人情報の利用及び利用施設等への提供に同意します。

年月日

施設名			
認定番号			
児童名 生年月日	年月日	年月日	年月日

1. 変更申請
下記の該当する変更事項を☑してください。

変更事項	旧	新	必要書類
☐ 支給認定区分・保育必要量	☐ 1号 ☐ 2号標準時間 ☐ 2号短時間 ☐ 3号標準時間 ☐ 3号短時間	☐ 1号 ☐ 2号標準時間 ☐ 2号短時間 ☐ 3号標準時間 ☐ 3号短時間	
☐ 住所			
☐ 保護者			
☐ 保育を必要とする事由	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 求職等 ☐ 育休	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 求職等 ☐ 育休	・就労証明書 ・母子手帳写し ・診断書 等
☐ 勤務先の変更 (☐ 父 ☐ 母)	勤務先名	勤務先名	・就労証明書
	勤務先住所	勤務先住所	
☐ 階層			
☐ 認定期間			
☐ 児童名			
☐ 世帯構成			
変更年月日	年月日		

※旧認定証を必ず添付してください。

2. 認定取消

理由

教育認定（１号認定）から保育認定（２号認定）への変更を希望する場合

保育の必要性を確認するため、年度途中入園の申請が必要となります。

必要書類をご準備のうえ、毎月１０日までにお申し込みください。

※１０日が土日・祝日の場合は前日が締切日となります。

保育認定（２号認定・３号認定）で、勤務状況等に変更があった場合に必要な手続き

「支給認定等（変更・取消）申請書（以下「変更届」）」と必要書類（下記の表を参照）をご提出ください。

認定変更については、毎月２０日まで提出・受理された分が翌月からの変更対象となり、２０日以降の提出分は翌々月からの変更となります。

※２０日が土日・祝日の場合は翌日が締切日となります。

状況		必要書類
就労状況の変更	就職・勤務条件の変更・転職	就労証明書
	退職により求職活動を行う	・保育必要事由申立書 ・求職活動状況報告書 前月分を１０日までに毎月報告する。 ・「求職活動」の認定期間は <u>３か月</u> です。 <u>認定期間が終了する月の２０日までに就労証明書をご提出ください。</u>
	保育時間（必要量）の変更希望	就労証明書
	産前産後休暇を取得	母子手帳（表紙・出産（予定）日が分かるページ）の写し
	産休後すぐに職場へ復帰	産前産後休暇が記載された就労証明書
	育児休業を取得	育児休業期間が記載された就労証明書+復職誓約書
	育児休業の延長	育児休業期間が記載された就労証明書
	育児休業からの復帰	復職年月日が記載された就労証明書
家庭状況の変更	妊娠・出産	母子手帳（表紙・出産（予定）日が分かるページ）の写し
	同居親族の介護・長期入院の親族の看護	保育必要事由申立書 + 添付資料
	疾病・障がいにより就労が困難	保育必要事由申立書 + 添付資料
	就学	保育必要事由申立書 + 添付資料
その他	認定変更（２号⇒１号）	変更届のみ（事前に通園中の施設と要相談）

教育認定・保育認定 共通

「２号認定・３号認定（保育認定）で、勤務状況等に変更があった場合に必要な手続き」と同様に、変更届と必要書類をご提出ください。

なお、現在の支給認定状況や変更内容により、必要書類、提出期限が異なりますので、変更手続きの際は、事前にご相談ください。

状況		必要書類
家庭状況の変更	結婚	教育認定：変更届のみ 保育認定：就労証明書
	離婚	教育認定：変更届のみ 保育認定：利用者負担額算定に伴う世帯状況申告書+添付資料
	氏名の変更、市内転居、世帯員の増減	変更届のみ
	市外転出（転出後も現在の施設の利用を希望する場合）	退園届 + 転出先の市区町村での入園申請
その他	退園	退園届
	転園	退園届 + 新規入園申請に必要な書類

※変更申請に伴い、保育預かり時間や保育料・副食費等が変更となる場合があります。

上記のほか、入園時と状況が変化した場合や変更の相談等がありましたら児童福祉課までご連絡ください。

（故意に手続きを行わない場合、保育の必要性が確認できない場合は認定の取消及び退園となる場合があります。）